



<柏市の地域生活支援拠点等の特徴、工夫した点>

- 公募による事業者募集、異なる障害種別（発達・強度行動、精神・重心）の2法人が、市の中央北部と中央南部に地域生活支援拠点等を設置
- 公募することで、民間からの現場目線でのニーズとしての付加機能を盛り込む
- 地域生活支援拠点等の他、基幹相談支援センターとしての指定、自立支援協議会の運営委託を行い、「かしわネットワーク」構築の中心として位置付ける
- 将来的には、地域性や障害特性を考え、さらに2か所地域生活支援拠点等を整備する予定

1. 当該市町村・圏域の基本情報

人口	420,435人（平成29年8月1日現在）	
障害者の状況 （平成29年8月1日現在）	身体障害者手帳所持者 11,323人	療育手帳所持者 2,587人
	精神障害者保健福祉手帳所持者 2,829人	
	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者手帳所持者は増加傾向。 （平成24年3月：14,121人→平成28年3月：16,481人） ・重度化、高齢化が進行。 ・精神科病院が充実していることから、特に精神障害者が増加傾向。 （平成24年3月：1,883人→平成28年3月：2,720人） ・身体障害では、介護保険の関係で、65歳以上で手帳を取得する人もいる。 	
実施主体	社会福祉法人青葉会「地域生活支援拠点あおば」 社会福祉法人ワナーホーム「地域生活支援拠点たんぼぼ」	

2. 地域生活支援拠点等の整備にあたってのプロセス

検討を始めたきっかけ、検討開始時期

- ・ 柏市では、従来から、既存資源を有機的に結び付けるコントロールタワーの整備が必要と考えていた。
- ・ 市の第3期障害者基本計画（中期）及び第4期障害福祉計画（平成27～29年）策定時に、国から示された地域生活支援拠点等の構想がその考えと合致したため、平成29年度までに地域生活支援拠点等を設置できるよう、平成26年度に検討を開始した。
- ・ 事業者が応募しやすいよう、庁内で調整し地域生活支援拠点等のために市有地を確保した。
- ・ 庁内で障害分野における地域生活支援拠点等の整備の重要性をアピールし、平成28年度からの総合計画策定にあたり、平成27年度中に地域生活支援拠点等を市の重点施策の上位に位置づけて予算を確保した。

整備方針、整備類型

- ・ 公募したところ、社会福祉法人青葉会と社会福祉法人ワナーホームの2か所が同程度の優れた提案内容だった。
- ・ 公募の際に、各法人のもつオリジナリティを生かして国の基本機能以外の機能も併せて提案してもらった。社会福祉法人青葉会から「高齢者に対応する生活介護」、「重度者に対応する居宅介護」、社会福祉法人ワナーホームから「精神障害に対応した就労継続支援B型」、「重症心身障害児・者に対応する放課後等デイサービス、訪問看護」と多彩な独自提案があった。
- ・ 地域包括支援センターや子ども発達センターは、人口10万人に1か所の割合で整備していることから考慮すると、柏市の人口約41万人に対して地域生活支援拠点等が1か所では、そこに集中し過ぎると考えた。社会福祉法人青葉会は発達障害と強度行動障害、社会福祉法人ワナーホームは精神障害と重症心身障害児への支援を得意としており、地域的にも中央南部と中央北部で分かれているため、地域生活支援拠点等を2か所整備することとした。
- ・ 国が示す機能に加え、各法人の既存機能も一体的に考え、さらに充実したものにする事として「併用整備型」（多機能整備型の応用型のイメージ）とした。2か所の地域生活支援拠点等を一体的に運営しながら、地域生活支援拠点等を中心にインフラのネットワーク化を行うこととした。

2 地域生活支援拠点等の共通機能

- ・ 24時間365日の緊急時相談支援
- ・ グループホームによる居住支援
- ・ 短期入所（緊急時、体験、休息）

社会福祉法人青葉会

「地域生活支援拠点あおぼ」

（平成29年4月1日開設）

<独自機能>

- ・ ヘルパー派遣（重度者対応）
- ・ 生活介護（高齢障害者対応）

社会福祉法人ワナーホーム

「地域生活支援拠点たんぼぼ」

（平成29年11月開設）

<独自機能>

- ・ 訪問看護ステーション（精神科）
- ・ 放課後デイサービス（医療的ケア児）
- ・ 就労継続支援B型（パン製造販売）

社会福祉法人青葉会「WITH US」

生活介護、就労継続支援B型、就労移行支援、
日中一時支援、グループホーム、短期入所、
相談支援

社会福祉法人ワナーホーム「たんぼぼセンター」

グループホーム、就労継続支援B型、就労移行支援、
日中一時支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、
相談支援、地域活動支援センター

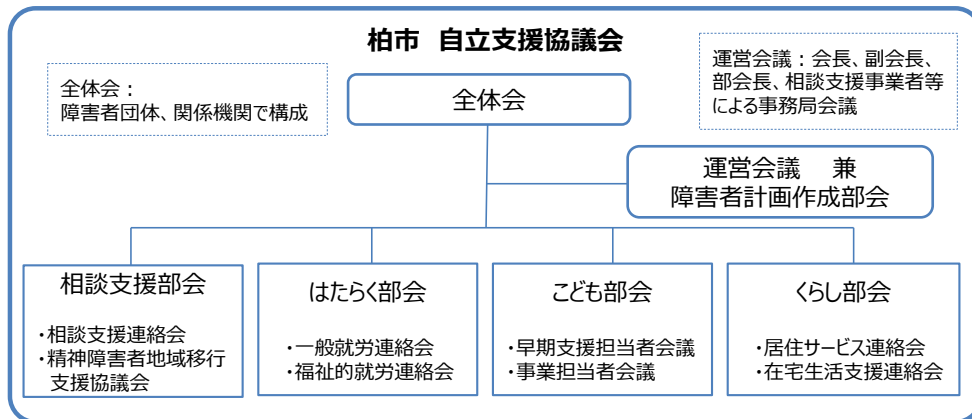
自立支援協議会等の活用、必要な機能の検討・検証

- ・ 平成27年度当初に、庁内の障害3部署（障害福祉課、障害者相談支援室、障害福祉就労支援センター）でプロジェクトチームを組成して計画の素案を作成し、自立支援協議会で議論を行った。
- ・ 自立支援協議会の相談支援部会等を中心に各部会で協議したものを全体会で議論を行った。議論は、当初は市がアウトラインを描いて主導して意見を引き出した。
- ・ 自立支援協議会での意見をボトムアップして健康福祉審議会障害者専門分科会でも審議した。
- ・ 地域生活支援拠点等立ち上げ後の平成29年度に、柏市地域生活支援拠点運営協議会を立ち上げ（各部会の代表者と関係者で構成）、地域生活支援拠点等の現状と今後の設置計画を議論している。

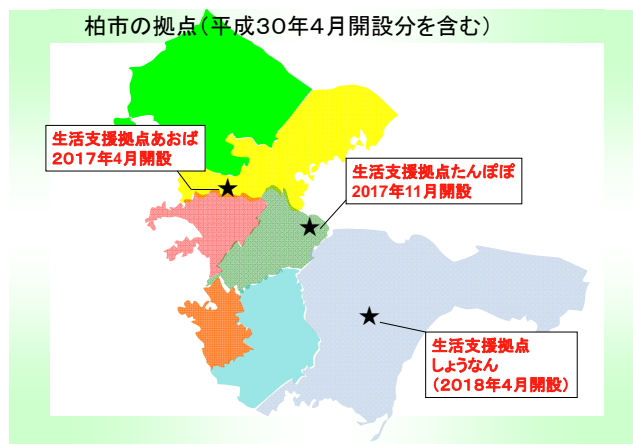
関係者への研修・説明会開催等

- ・ 自立支援協議会の全体会、運営会議、各部会を活用して、手をつなぐ育成会や肢体不自由児者を育てる会等の障害者関係団体に、個別に説明を実施した。

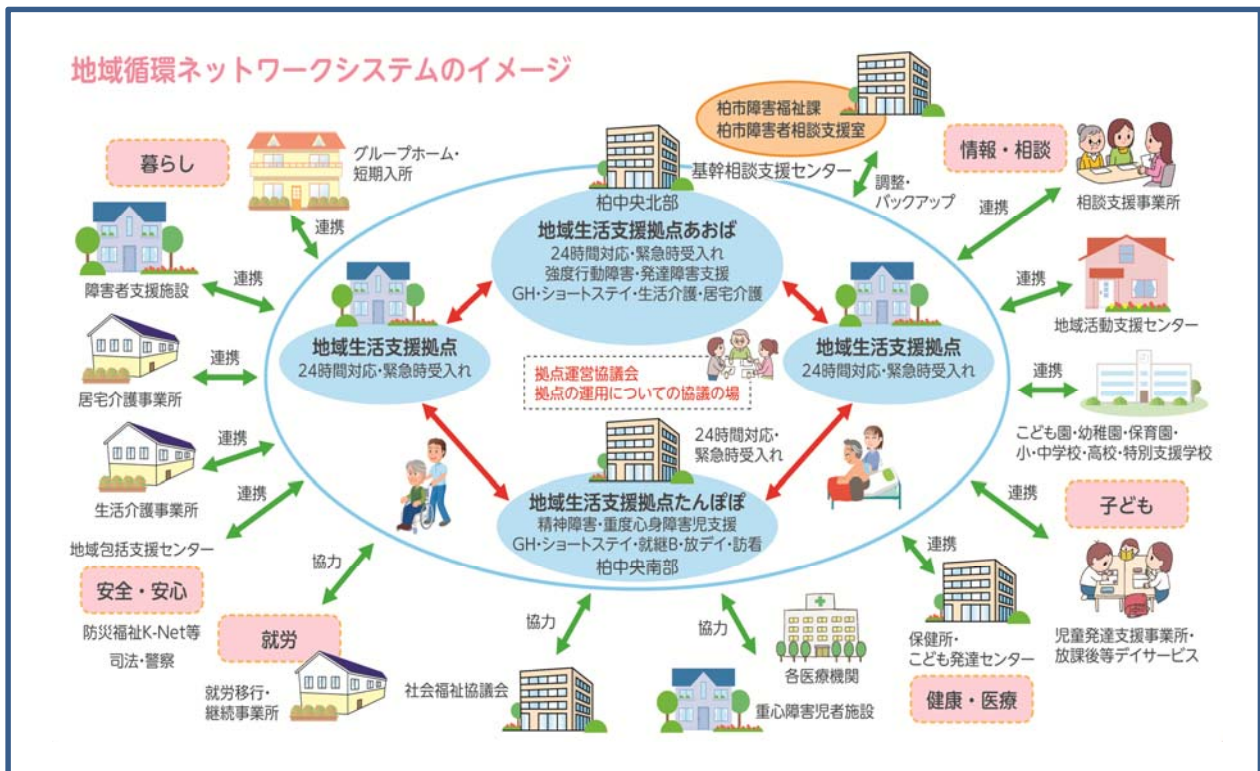
自立支援協議会構成図（平成29年度）



地域生活支援拠点等の場所



整備イメージ図



3. 必要な機能の具体的な内容

① 相談機能

相談支援専門員数	15人 うち 地域生活支援拠点等 事業で確保している人数：7人 (コーディネーターは、「地域生活支援拠点あおば」は専任3人、兼任1人、「地域生活支援拠点たんぽぽ」は専任2人、兼任1人)
相談事業にかかる費用	予算措置額：委託料はコーディネーター人数分（総額は拠点によって異なる） 活用している事業枠：基幹相談支援センター等機能拡張事業、住宅入居等支援事業、地域移行のための安心生活支援事業

24時間、365日の緊急時相談支援の体制の整備（休日夜間は携帯電話で対応）

- ・地域生活支援拠点あおばの「地域生活相談センターシャル」、地域生活支援拠点たんぽぽの「たんぽぽセンター」で実施する。
- ・「地域生活相談センターシャル」は、地域生活支援拠点等として、柏市の基幹相談支援センターと指定相談支援の事業を行い、平日は8時30分から17時15分まで、夜間・休日は、相談支援専門員がもつ携帯電話で24時間対応を行う。
- ・「たんぽぽセンター」は、地域生活支援拠点等として、基幹相談支援センターと一体的に活動する委託相談支援事業、指定相談支援の事業を行い、平日は8時30分から17時15分まで、夜間・休日は、相談支援専門員がもつ携帯電話で24時間対応を行う。
- ・各地域生活支援拠点等にコーディネーターを配置する（「地域生活支援拠点あおば」は専任3人、兼任1人、「地域生活支援拠点たんぽぽ」は専任2人、兼任1人）。コーディネーターは、地域生活支援拠点等におけるコーディネート業務の他に、地域生活支援事業の障害者相談支援事業、基幹相談支援センター等機能強化事業等を一体的に行う。
- ・相談内容によって、相談支援専門員やコーディネーターが各地域生活支援拠点等の法人内の短期入所や他事業所につないだり、他法人への協力要請等のコーディネートを行ったりしている。「地域生活相談センターシャル」では、緊急対応支援員を配置しており、緊急時に必要に応じて訪問、見守り、移送等を行う。

② 緊急時の受け入れ・対応

平成28年度の緊急時の受け入れ・対応で確保している床数

平成28年度未実施

地域生活支援拠点あおば：4床（同法人他事業所を含む）

地域生活支援拠点たんぽぽ：1床

延利用者数 17床（平成29年4月～12月）

上記利用にかかる費用

予算措置額：コーディネーター委託料に加え自立支援給付で賄う
活用している事業枠：自立支援給付

地域生活支援拠点等以外の事業所とも連携し、短期入所とグループホームで受け入れ

- ・ 地域生活支援拠点あおばでは、短期入所（定員10人、うち緊急枠2人）と、同一法人が運営する「WITH US」の短期入所（定員10人、うち緊急枠2人）で受け入れる。
- ・ 地域生活支援拠点たんぽぽでは、グループホームの空床型短期入所（定員4人、うち緊急枠1人）で受け入れる。
- ・ それぞれの地域生活支援拠点等で対応が難しい場合は、コーディネーターが他法人への協力要請を行って対応する。

緊急受け入れ後の方向性も早期に決定

- ・ 緊急で受け入れた場合、早期に本人に適した次の受け入れ先に移行できるよう、地域生活支援拠点等のコーディネーターや相談支援専門員と市が相談のうえ、1週間以内に方向性の目途を立てるようにしている。市からは、虐待の場合は虐待防止センター（直営）、それ以外はケースワーカーが対応する。



地域生活支援拠点あおば



③ 体験の機会、場

平成28年度の体験の機会、場	平成28年度未実施
利用者数	524人（実人数）（平成29年4月～12月）
上記利用にかかる費用	予算措置額：特になし 活用している事業枠：自立支援給付

各地域生活支援拠点等の短期入所やグループホームで実施

- ・地域生活支援拠点あおぼでは、短期入所（定員10人、うち緊急枠2人）で受け入れるほか、同一法人の「WITH US」の短期入所（定員10人、うち緊急枠2人）で実施する。
- ・地域生活支援拠点たんぽぽでは、グループホームの空床型利用型短期入所（定員4名）で実施する。

退院支援として、体験の場として地域生活支援拠点たんぽぽを利用

- ・「たんぽぽセンター」では平成29年度は生活保護事業と組み合わせた共同事業として、保健師と、養成講座を修了したピアカウンセラーが市内の病院を訪問して退院意欲喚起や不安解消を行う退院支援に取り組んでいる。その体験の場としても、地域生活支援拠点等を利用する。

「WITH US」で通過・体験型グループホームを設置

- ・「WITH US」は通過・体験型グループホーム（定員29人、最長5年程度の有期）として、現在29人（男性20人、女性9人）が利用。
利用者の障害支援区分は2から6（平均5）で、約4割は強度行動障害があるが、入居により生活リズムが安定している。棟毎に設けた役割活動が利用者のやる気につながっている。このうち10人は3年間の利用後、同法人の定住型グループホームに転居した。



地域生活支援拠点たんぽぽ

④ 専門的人材の確保、養成

専門的人材の確保、養成に 予算措置額：特になし

かかる費用 活用している事業枠：特になし

自立支援協議会やその他の団体による専門的人材育成

- ・専門的人材育成は、自立支援協議会の枠組みで行うこととし、地域生活支援拠点あおばに、平成29年度から相談支援部会の運営を委託し、平成30年度からは自立支援協議会全体の運営を委託する（コーディネーターが自立支援協議会の事務局運営も行う）。
- ・また、自立支援協議会とは別の会議体として、柏市障害児等医療的ケア連絡会を平成25年度から開催し、ニーズ調査、関係機関のネットワーク化、既存制度の改善、研修費補助によるホームヘルパーの人材育成を進めてきた。

それぞれの特徴を生かして、地域生活支援拠点等主催の研修も実施

- ・地域生活支援拠点あおばは強度行動障害や自閉症への専門性をもつため、平成29年6月に市内指定相談支援事業所の相談支援専門員を対象に、強度行動障害に関する研修を実施した。また、「WITH US」とも連携した公開研修を実施している（地域生活支援ワークショップ公開事例検討会、発達障害サポーター研修会など）。
- ・「たんぼぼセンター」では平成28年度から「たんぼぼセンター」の利用者を対象に、保健所の保健師を講師とするピアカウンセラー養成講座を開催している。

⑤ 地域の体制づくり

地域の体制づくりにかかる 予算措置額：特になし

費用 活用している事業枠：特になし

かしわネットワークの構築

- ・柏市では、基幹相談支援センター等機能強化事業を活用して、市内5か所に専門職を配置した委託相談支援事業所を設置し、5者で協力して相談支援専門員の人材育成を実施する等の体制作りを進めてきた。
- ・平成30年度からは、体制作りの中心として地域生活支援拠点あおばを基幹相談支援センターとして指定して、自立支援協議会の運営も委託することで、広範な関係団体や事業者も含めた「かしわネットワーク」の構築を行う。

⑥ その他付加している機能

費用

予算措置額：特になし

活用している事業枠：特になし

各法人の専門性による既存機能を地域生活支援拠点等として活用

- ・社会福祉法人青葉会は、発達障害、精神障害、強度行動障害への専門性を生かし、ホームヘルパー派遣（重度者対応）、生活介護（高齢障害者や強度行動障害にも対応）を実施している。
- ・社会福祉法人ワナーホームは、精神障害、重症心身障害への専門性を生かし、訪問看護ステーション（精神科）、放課後等デイサービス（医療的ケア児）、就労継続支援B型（パン製造販売）を実施している。

4. 地域生活支援拠点等の具体的な活用事例

<地域生活支援拠点等利用事例 1>

利用者の属性

- ・知的障害30代女性。80代の父親と70歳代の母親との3人暮らし。
- ・市内の他法人の就労継続支援B型に通所し、同法人の短期入所で体験をしたことがあった。

利用した経緯

- ・家族間トラブルが原因で「母親からつねられ、蹴られた」「もう帰ってくるなど言われた」と緊急の訴えが柏市障害者虐待防止センターにあった。
- ・体験で利用していた他法人の短期入所は対応不可だったため、柏市障害者虐待防止センターから地域生活支援拠点等に、緊急の短期入所での受け入れ要請があった。

利用状況

- ・地域生活支援拠点等の短期入所で1泊後、本人からホームシックの訴えがあった。家族からも事が大きくなったことへの反省の弁が聞かれたため、利用を1泊で終了し、経過観察することとなった。

利用の効果等

- ・本ケースは本人からの母親による暴力等の訴えがきっかけとなったが、虐待事案として継続対応するほどの深刻な状況ではなかった。両親の高齢化による介護負担による家族間トラブルだったため、普段利用している法人とも連携しながら日常の支援を行うこととした。両親の支援については、地域包括支援センターと情報共有していくこととなった。
- ・緊急対応による短期入所が、本人と家族にとって日常を省みるきっかけとなった。

5. 地域生活支援拠点等の整備・運営における今後の課題・方針

複数の地域生活支援拠点等の連携の仕組みづくり

- ・市内5か所の委託相談支援事業所では、専門職を配置して3障害の相談対応など汎用性のある相談支援体制を目指してきた。しかし、地域生活支援拠点等の法人の短期入所による緊急時の対応は、得意とする障害以外への対応が課題となっており、これらを補完し合うためにも、複数の地域生活支援拠点等が必要と考えている。
- ・1つの地域生活支援拠点等ですべての障害を網羅するのは困難であり、利用者も専門性があるところのほうが安心できるため、地域性だけでなく、障害特性（発達障害、精神障害、知的障害、身体障害）も考慮のうえ地域生活支援拠点等を整備し、相互に有機的に機能させることを考えている。具体的には今後3年で、ニーズの高い身体障害者（特に医療的ケア）や知的障害者の地域生活支援拠点等の整備を検討する。
- ・地域の体制づくりにおいては、団体によっては結びつきが弱いところもあることが課題である。地域に浸透するためには、複数の地域生活支援拠点等を設置した際に、地域包括支援センターのような地域担当制を導入することも今後の検討課題と考えている。